

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正について

平成24年2月23日
経済産業省
原子力安全・保安院
原子力防災課

1. 背景

平成23年2月に公開された、国際原子力機関（IAEA）の核物質防護に関する勧告文書（以下「INFCIRC/225/Rev. 5」という。）において、立入制限区域の設定、駐車区域の設定、中央警報ステーションの強化、不正傍受対策等を行うことが勧告された。

これらのうち緊急性が高い原子力発電所における立入制限区域の設定については、昨年末に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた防護の強化及びサイバーテロ対策とあわせて、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉則」という。）を改正し、新たな核物質防護対策として規定した。

今回、実用炉則にINFCIRC/225/Rev. 5のその他の勧告内容についても取り込むとともに、実用炉則以外の原子力施設に関する省令（下記「改正対象省令」参照。）についても、INFCIRC/225/Rev. 5の勧告内容、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた防護の強化及びサイバーテロ対策を規定することとする。

加えて、総合資源エネルギー調査会原子力防災小委員会危機管理WGにおける検討結果を踏まえ、内部脅威対策の強化等も規定する。

【改正対象省令】

- 核原料物質又は核燃料物質の製錬に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）
- 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）
- 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）
- 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号）
- 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）
- 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則

る規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）

2. 改正の概要

上記の改正対象省令を改正し、立入制限区域の設定、駐車区域の設定、見張人の詰所（中央警報ステーション）の強化、不正傍受対策、特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の無停電対策並びに防護区域内外の主要な設備の防護等を規定する。

具体的な規定事項については、別紙参照。

3. 今後のスケジュール

公布・施行 平成24年3月下旬（予定）